　鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

　　令和６年３月２５日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第１８号

　　　鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

　鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例（平成１６年鳥取市条例第１４１号）は、廃止する。

　　　附　則

　この条例は、令和６年４月１日から施行する。